

債権者各位

ご 報 告 (その3)

破産管財人 内 田 実

前回のご報告以後、鏑木秀彌の長女辻秀子の破産手続開始決定があり、私が破産管財人に就任しました。これで法人 28 社、個人 3 人の破産管財人となりました（平成 31 年 2 月 13 日現在）。

昨年末の東京神田須田町のケフィアビルの売却に伴い、ビルの明け渡しを進めており、管財人室も移転することにしました。その作業中の 2 月 6 日朝、ケフィアビルでは、警視庁生活経済部による捜索差押が行われました。容疑は出資法違反とのことです。ケフィアビルは管財人の管理下にありますので、管財人団は直ちにケフィアビルに赴き、差押に立ち会いました。幸い、作業は円滑に進み、夜までかかりましたが、一日で無事に終了しました。ほかに、任意提出を求められていたものも提出を済ませております。なお、ケフィアビルは、遅くとも 3 月中旬頃までには明け渡す予定です。

振興会グループの資産のうち、長野県飯田市にあるかぶちゃん村（テーマパーク）、水晶山温泉ランド、バイオマス発電施設については、入札後に第一位入札者の減額要請があり、売却は未了です。他には、長野県内にある稼働中のソーラー発電施設、熊本県球磨村に設置予定だったバイオマス発電機器、機械に欠陥があり訴訟となっている大分県の地熱発電施設などの自然エネルギー関連施設が存在しており、いずれも処分に向けて交渉中です。

農園グループ関係では、柿の木の生育をしていた賃借土地の返還について、貸主の方々との協議も大方終わり、ほとんどの土地は返還合意ができました。長野県飯田市にある干し柿加工施設、物流センター等の各施設については、目下売却に向けた準備を進めており、3 月までには売却を完了する予定です。九州各地に点在していたビニールハウスなどの施設・土地は売買が完了し、残すは長野、山梨、静岡の施設・土地となりました。

振興会が発行していた「らくトクポイント」については、残ったポイントがある場合、振興会が供託した発行保証金から還付を受けることができるようになりました。このことは、平成 31 年 1 月 22 日の官報に公示されており、該当する債権者の方にも個別に通知されることになっています。還付を受けたい方は、通知書の指示に従い、必ず、4 月 22 日までに申出書を関東財務局に提出するなどの手続きを行ってください。

なお、破産開始決定の通知は、法人の破産者については完了し、個人の破産者について「届出留保型」で今後発送する予定です。

管財人としては、今後も裁判所のご指導のもと、適切に管財業務を進めてまいりますので、引き続き皆さまのご協力をお願いする次第です。

以上